

## 北海道米の新たなブランド形成協議会認定マーク使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道米の新たなブランド形成協議会認定マーク（登録商標第5307965号）（以下、認定マークという。）の商標権に基づき、適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 北海道米の新たなブランド形成協議会は、認定マークの商標権所有及び使用許諾、管理業務を、ホクレン農業協同組合連合会（以下、ホクレンという。）に委託する。

(使用権限)

第3条 認定マークは、商品の使用原料について以下の条件を全て満たす場合に使用できるものとする。

(1) 北海道産「ゆめぴりか」基準品であること。

「ゆめぴりか」基準品とは、以下の全道申し合わせ事項が遵守された生産物の中で精米蛋白基準7.4%以下(※)を満たす「ゆめぴりか」をいう。

※ JA等に設置されている簡易成分分析計にてタンパク含有率を測定し仕分けされた米穀。農産物検査法に準じた抽出による測定であること、簡易成分分析計の特性により、測定誤差が生じる場合がある。

全道申し合わせ事項

(1) 生産目標「精米蛋白含有率6.8%以下」を目指す。

(2) 安全・安心確保に向け、「栽培協定」の締結、「統一栽培基準」の遵守、種子更新率100%の遵守、適正・適格な銘柄・等級検査の実施に取り組む。

(3) 良質米生産に向け、栽培適地での生産遵守、深水管理の徹底、「北海道施肥標準」の遵守、適切な防除を行う。

(2) 「北海道米の新たなブランド形成協議会」（以下、ブランド形成協議会という）を構成する生産者の生産した米穀であること。

(3) ホクレン、北海道農産物集荷協同組合またはホクレンが認めた団体が集荷した米穀であること。

(使用対象)

第4条 使用許諾する対象は、次のとおりとする。

(1) 米穀販売業者等によって販売される精米・玄米・米加工食品の容器。

(2) その他「認定マーク」の認知度向上等のため容器以外に使用する場合。

(表示)

第5条 認定マークの表示は、別記「ホクレン登録商標 V.I マニュアル」（以下「V.I マニュアル」という。）のとおりとする。

(使用の申請)

第6条 第4条の規定により認定マークを使用しようとする者（以下、認定マーク使用者という。）は、あらかじめホクレンに対して「商標使用申請書」（別記様式1）を提出しなければならない。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2) 国または北海道内の地方公共団体等が公共の目的に使用するとき。
- (3) ブランド形成協議会（所属団体・機関含む）が広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、ホクレンが適正と認めるとき。

(使用の許諾)

第7条 ホクレンは、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを許諾し、使用許諾証の発行もしくは使用許諾契約書を締結するものとする。

2 前項による許諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付することができる。

(使用料)

第8条 ホクレンは、使用許諾をした者（以下「認定マーク使用者」という。）から認定マークの使用料を原則として徴収しない。

(損害賠償)

第9条 認定マークを使用する認定マーク使用者の製品が、その瑕疵により第三者に対し損害を与えた場合は、申請者はこれに対し自己の責任において問題解決するとともに、ホクレンに損害を与えた場合、申請者はホクレンの損害賠償請求に応じるものとする。

(適正使用の確保)

第10条 ホクレンは、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

2 認定マーク使用者は、次に定める義務を負う。

- (1) 認定マーク使用者は第3条の使用権限の遵守について、ホクレンの求めに応じて原料調達に係るトレース資料、販売数量などの帳票書類を開示できるよう準備しておくものとする。
- (2) 認定マーク使用者は、認定マークをシールにて使用する際は、使用者自ら申請し、原料調達経路及び数量を明らかにした上でシールの使用枚数をホクレンと調整し、決定する。
- (3) 認定マーク使用者は、使用許諾後、認定マークを継続して使用する場合は、毎年3月末にホクレンに対し、「商標使用状況報告書」（別記様式2）を用いて、使用状況を報告しなければならない。
- (4) 認定マーク使用者は、認定マークの使用について第三者へ再許諾や貸与を行っ

てはならない。

- (5) 認定マーク使用者は、協議会認定マークまたはこれに類似するデザインについて、商標、意匠の登録出願を行ってはならない。
- (6) 認定マーク使用者は、ホクレンが認定マークに関する権利を保全する為、認定マーク使用者による認定マークの使用根拠の提出その他の協力を求めた場合、これに協力するものとする。

(使用の差し止め)

第 11 条 ホクレンは、認定マーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、認定マーク使用者に対してその使用を差し止めることができる。

- (1) 「VI マニュアル」に反して使用したとき
- (2) 認定マークを不正に使用したとき
- (3) 第 9 条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (4) その他「ゆめぴりか」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

(デザイン保護)

第 12 条 認定マーク使用者は第三者による認定マークに係る商標権の侵害の事実またはその恐れがある事実を発見した場合は、直ちにホクレンに通知するとともに、互いに協力して当該第三者の侵害行為の排除または予防にあたるものとする。

(有効期間)

第 13 条 別途行う申請許諾手続きにより許諾される有効期間は 3 年以内とし、有効期間満了後も引き続き使用する場合は再度使用許諾手続きを行うものとする。

(優先適用)

第 14 条 本規約の定めは、申請前の両者間の合意事項のすべてに優先して適用する。

附 則

この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

改訂履歴

2019 年 4 月 1 日 制定

2019 年 12 月 25 日 一部改訂